

金融商品取引法の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正等に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 22 年 3 月 16 日
日本証券業協会

本協会では、金融商品取引法の改正等に伴う本協会諸規則の一部改正等について、平成 22 年 2 月 10 日から 3 月 3 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（8 社 40 件）及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
「有価証券の引受け等に関する規則」			
1	第 2 条	同条で「目論見書」の定義を規定しておく必要があるのではないか。 理由：第 1 条で売出しについては、目論見書を作成するものが本規則の対象であるとされたが、新開示府令第 11 条の 2（目論見書の作成を要しない売出し）に該当した売出しを行う際に任意に作成された「目論見書」が金商法上の規制を受けるか否かを確認の上、このような「目論見書」を本規則の対象とするか否かを明確化する必要があると思われるため。	本規則において使用される用語のうち、原則、金融商品取引法において規定されている用語と同じ意味として用いている用語等については、規則上根拠条文を明記することなく使用しております。 したがって、「目論見書」につきましても、本規則において定義を行う必要は特段ないと考えます。 なお、行おうとする売出しが改正開示府令第 11 条の 2 の規定により作成を要しないとされるにもかかわらず作成される「目論見書」が任意と言えるものなのかどうか、また、金商法上の規制を受けるか否かといったことにつきましては、当方で回答しかねますことを、念のため申し添えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
2	第 31 条 第 1 項	「当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。」とされているが、「個人投資家等への広く公平な消化」は新規公開株式の場合を除いて不要と考える。 今回の法令改正により、売出しの範囲が拡大し、国内既上場株式についても取引所金融証券市場外で行われる買付勧誘はその多くが売出しとなる。本規則で対象とするのは、この売出しのうち「目論見書を作成するもの」に限定されているが、目論見書を作成するか否かは売出し玉の所有者の属性や安定操作取引の実施の有無によって規定されるだけであって、協会員が投資者に売りつける行為には大きな違いはない。 このとき、目論見書が作成されない売出しであれば、売りつける対象者は適格機関投資家であれ、個人投資家であれ売出し人の意向（安定株主作り、株主数の拡大等）等も勘案し、協会員が勧誘先の選定を行うのであり、必ずしも薄く広く行われるとは限らない。一方で目論見書を作成する売出しについては常に「個人投資家等への広く公平な消化」を強いるとなれば、売出し人の意向に添えないことも想定されるうえ、円滑な消化に支障をきたす可能性もある。 すでに協会員には様々な業態（機関投資家やハイネットワークのみを対象とする業者やインターネット専業等）が存在しており、一律に「個人投資家等への広く公平な消化」を求め	頂戴いたしました御意見につきましては、配分ルールの根幹にかかわる内容であり、議論されていない内容であることから、今回の改正には盛り込むことは馴染まないと考えます。 本意見については、今後売出しのみならず、募集の場合も含めた議論を行う必要があると考えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		るべきではないと考える。	
3	第 35 条	「保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっている」ことを、過去5年に遡ってどう確認するのか。確認できなかった場合の対応はどうしたらよいのか。 理由：割当先がファンド等の場合、解散等によって事実確認ができないケースも発生する。そもそも割当先は株主であって発行会社自身ではないため、発行会社や証券会社が過去の割当先の投資行動を確認できる場合ばかりとは考えにくい。	本規定は、会員が引受けを行う条件として、直前に行われた第三者割当増資等の割当先の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動について確認を行わなければならないこととしているものであり、発行会社に対する質問書等により5年前までの確認は可能と考えます。 なお、仮に当初の保有方針とその後の投資行動が異なっていたかどうか確認ができなかった場合については、「確認を行ったが割当先の保有状況が確認できなかった」旨上場発行者が公表するよう要請する必要があります。
4	第 36 条 第 1 項	「この規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合には、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる対応を講じるものとする。」とあるが、これは引受け時の審査等に対応するもの（引受け審査項目が別途示される前提）であり、第5章「公正な配分」には適用されないことを確認したい。今回の法令改正により、いわゆるブロックオファ等（取引所外で行われるもの）も売出しの一形態となり、その売出し玉を入手する行為は「引受け」となる。このような中、「広く公平」かつ「公正」な配分を行うことを規定するのは無理があると考え。引受け審査以外にも準用すべき部分があるのであれば、範囲を特定していただきたい。	本規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合において、引受会員が必要と認める措置を、個別事例に適切に判断いただき、講じていただくものと考えられることから、規則上、必要な措置の範囲の特定は行っておりません。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
5	第 36 条 第 1 項	「必要と認められる措置」とは、具体的にどのような行為を想定しているのか。 理由：例えば引受審査が必要となった場合、目論見書が存在せず、審査すべき開示書類が存在しないこととなる。「必要と認められる措置」について、ある程度の例示が欲しい。	
6	第 36 条 第 1 項	この規則の適用を受けない売出しとは具体的にはどのような場合を想定しているのか。 理由：新開示府令案第 11 条の 2 に規定された「目論見書の作成を要しない売出し」に該当するような売出しを指すとの理解でよいのか。 「必要と認められる措置」とは、たとえば、新開示府令案第 11 条の 2 に規定された「目論見書の作成を要しない売出し」に該当するような売出しのケースにおいて、任意で金商法の適用を受けない目論見書（金商法上では資料に該当か）が作成された場合における当該「目論見書」や資料についても本規則の趣旨（第 12 条 5 項、第 15 条、第 23 条等）を尊重すべきと言うことか。	本規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合において、引受会員が必要と認める措置を、個別事例に適切に判断いただき、講じていただくものと考えられることから、規則上、必要な措置の範囲の特定は行っておりません。 御指摘のとおり、第 36 条第 1 項に規定する、「この規則の適用を受けない売出し」とは、「目論見書の作成しない売出し」のことを指します。 また、新第 36 条第 1 項において既定する「必要と認められる措置」とは、本規則のうち、本規則の趣旨を尊重し、個別事例毎に実態に即して引受会員が必要と認める措置を講じていただくこととなります。
7	その他	今回の法令改正により「目論見書を作成・交付しない売出	「目論見書」以外の有価証券の募集又は売出しのためのそ

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		し（売出し期間を定めるもの）」（以下、当該売出しという）が存在することとなった。従来は、売出しにあたっては目論見書を用い、その他の販売用資料に関しては金融商品取引法第13条第5項の規定に基づいて虚偽や誤解を生じさせる表示のないもののみ使用可能であった。ただし、証券業協会の「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」ならびに「広告等に関する指針」によって株式等に関する広告は原則5銘柄以上の併記が求められていたために、事実上作成・使用できなかった。 今後当該売出しを行うに際して、「有価証券の引受け等に関する規則」または「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等に新たな規定を設けず、かつ「広告等に関する指針」が改正されない場合は、顧客向け案内資料（販売用資料）を使用することができなくなってしまう。 （なお、従前いわゆる墓石広告は販売用資料の例外として個別銘柄に関する資料であっても使用可能であったが、そもそも墓石広告は目論見書のありか（どこで入手できるか）を示す目的で作成されていたものであり、当該売出しではその目的も有しなくなってしまうため、これも使用できないと考えられる。） したがって、いずれかの規則の改正により、売出し条件や一定の企業情報等を示す資料の作成と使用を認める必要があると考える。	他資料につきましては、基本的に「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」及び「広告等に関する指針」の適用を受けることと考えられます。 なお、ご指摘の「広告等に関する指針」では、株式等に関する広告等において、いわゆる大量推奨販売や一律推奨販売に該当しないこととなるよう、原則5銘柄以上の併記を求めているものであります。今回のように目論見書を作成しない売出しにおいて、当該売出し銘柄に関する顧客向け販売資料を当該売出しのために作成・使用するのであれば、おのずと当該資料の作成・使用の目的がいわゆる大量推奨販売や一律推奨販売でないことは、明確であると考えられることから、当該指針の適用を受けるものではないと考えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」			
1	第1条	第1条には、「株券等を広い範囲の投資家へ円滑に消化することを図りつつ」とあり、第2条には「株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公正を旨とする配分を行うこととする。」とあるが、新規公開株式の場合を除き「広い範囲」や「不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ」の適用は除外すべきと考える。 (以下、「有価証券の引受け等に関する規則」第31条への意見と同趣旨) 今回の法令改正により、売出しの範囲が拡大し、国内既上場株式についても取引所金融証券市場外で行われる買付勧誘はその多くが売出しとなる。本規則で対象とするのは、この売出しのうち「目論見書を作成するもの」に限定されているが、目論見書を作成するか否かは売出し玉の所有者の属性や安定操作取引の実施の有無によって規定されるだけであって、協会員が投資者に売りつける行為には大きな違いはない。 このとき、目論見書が作成されない売出しであれば、売りつける対象者は適格機関投資家であれ、個人投資家であれ売出し人の意向(安定株主作り、株主数の拡大等)等も勘案し、協会員が勧誘先の選定を行うのであり、必ずしも薄く広く行われるとは限らない。一方で目論見書を作成する売出しにつ	頂戴いたしました御意見につきましては、配分ルールの根幹にかかわる内容であり、議論されていない内容であることから、今回の改正には盛り込むことは馴染まないと考えます。 本意見については、今後売出しのみならず、募集の場合も含めた議論を行う必要があると考えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		いては常に「不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ」を強いるとなれば、売出し人の意向に添えないことも想定されるうえ、円滑な消化に支障をきたす可能性もある。 すでに協会員には様々な業態（機関投資家やハイネットワースのみを対象とする業者やインターネット専業等）が存在しており、一律に「個人投資家等への広く公平な消化」を求めるべきではないと考える。	
「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」			
1	第2条	平成21年12月11日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリック・コメントの結果等について」において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等における取得条項の取扱いに係る考え方が示されている。 一方、「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」では取得条項の取扱いについて、Q&A（日証協（エ）19第55号）において、いわゆるスピード制限に関してのみ言及されている。 取得条項の行使により、取得の対価として株券が交付される場合で、当該株券の取引所金融商品市場における価格を基準として交付株数が決定する仕組みの取得条項は、第三者割当増資等の取扱いに関する規則2条2項の「MSCB等」の定義における行使価額の修正に該当しないと理解して良いか。	そのような理解で結構です。ただし、潜脱的な目的で行われるような場合は、本規則の適用を受ける場合があります。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
2	第3条	同条の「第三者割当増資等」は「第三者割当」に変更すべきである。 理由：第2条で「第三者割当等」とは「第三者割当の方法による募集又は売出し」と定義されているが、売出しには株主総会の特別決議は不要ではないか。	御指摘の趣旨も踏まえ、規定を修正いたします
3	第4条 第1項	「株券等を原資産とする有価証券を組成する場合」にはいわゆるCBリパッケージ債の発行も含まれるものと理解しておりますが、同様の経済的効果を持つ「株券等を担保資産とする金銭消費貸借契約を行う場合」も並べて記載すべきと思われます。 また、第2項の「前項の有価証券の組成」の部分も同様に「前項の有価証券の組成、金銭消費貸借契約」とすべきと思われます。	御意見を踏まえ、規定の修正を行います。なお、本規定は、組成される有価証券やローン契約の内容により、割当先の意志に関わらず割当てを受けた株券等の所有権が移転する場合があるなど、当該組成される有価証券等の内容を上場発行者が知らないとして投資者に対して適切な開示を行えないような場合について、上場発行者に対して当該有価証券等の内容を説明するよう求めているものです。
4	第4条 第1項	「・・・当該第三者割当増資等と同時に発行される当該第三者割当増資等に係る株券等を原資産とする有価証券を組成する場合には・・・」とありますが、この場合の、「同時に発行される」が「当該第三者割当増資等に係る株券等」にかかるのか、「原資産とする有価証券」にかかるのかが不明瞭であるため、趣旨に鑑みて、「・・・	御意見を踏まえ、規定の修正を行います。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		当該第三者割当増資に係る株券を原資産とする有価証券を当該第三者割当増資等と同時に組成する場合には、・・・」とした方がよいのではないのでしょうか。	
5	第4条 第1項	本規制は、第三者割当増資と同時に組成される場合を対象とするもので、当該第三者割当増資の払込後に組成される場合は、適用されないという理解でよろしいでしょうか。	第三者割当増資等の払込後に組成されるものであっても、当該第三者割当増資等と並行して組成が計画されている場合は、本条の適用を受けることとなります。
6	第4条 第2項	会員が行なう通常のヘッジ取引については、対象外であることを明記していただきたい。	本規定は、第三者割当増資等の条件決定時においてデリバティブ取引その他の取引が既に行われている又は行われることがあらかじめ予定されており、デリバティブ取引その他の取引の条件と当該第三者割当増資等の条件が密接不可分な関係にある場合など当該デリバティブ取引等の内容を知らないと投資者に対して適切な開示を行えないような場合について、上場発行者に対して当該デリバティブ取引その他の取引の内容を説明するよう求めているものです。（例えば、単にクレジット・リスクをヘッジする目的で行うようなデリバティブ取引等まで例外なく説明することを求めているものではありません。）
7	第4条 第2項	第三者割当を受ける際に、可能であろうヘッジ取引を基に条件提示・合意するのは一般的な行為であり、そのような取引を例外なく説明する必要はないと思います。説明が必要となる取引の範囲に関しては、かかる説明がないと発行体が市場に対して適切な開示を行えなくなる場合との理解でよろしいでしょうか。	
8	第6条	会員による確認の義務はどの程度まで要求されるのでしょうか。あるいは、確認の義務ではなく、買受け準備	第三者割当増資等の割当先の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動について確認を行わなけ

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		の過程で、偶発的に判明した場合のみを想定しているという理解でよいのでしょうか。	ればならないこととしているものであり、発行会社に対する質問書等により確認することが考えられます。
9	第6条	取引所に提出される確約書が2年間を対象としていること、あるいは参照方式の届出書の縦覧期間が1年間であることから、過去5年間についての検証が不可能な場合もあるが、その場合はやむをえないという理解でよいでしょうか。	本規定は、会員が買受けを行う条件として、直前に行われた第三者割当増資等の割当先の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動について確認を行わなければならないこととしているものであります。確認の方法について問うものではありませんが、発行会社に対して質問するなどにより5年前までの確認は可能と考えます。
10	第6条	期間5年について期間5年は長すぎるので、2または3年とすべき。現行引受規則第20条第3項において5年という期間が採用されていることが根拠にあると思われるが、この場合は、発行企業の行為であるため、過去5年まで遡ることにに関して支障はないと思われるが、本件に関しては、発行当事者の行為ではなく、第三者の行為に対するものである為、過去5年まで遡ることは、困難。例えば、ファンド等は、5年も経てば経営自体も大きく変わっている可能性も有り、確認できなくなる（確認を拒否される）可能性も想定される。また、確認できたとしても、それに対する信頼性には、大きな疑問が残る。有価証券届出書の開示期間は、5年という根拠もあるが、参照方式の場合は1年である。また、発行登録方式を使用した場合、発行登録書（追補含む）の開示期間は数ヶ月のケースもありえる。	なお、仮に当初の保有方針とその後の投資行動が異なっていたかどうか確認ができなかった場合については、「確認を行ったが割当先の保有状況が確認できなかった」旨上場発行者が公表するよう要請する必要があります。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
11	第6条	「保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっている」ことを、過去5年に遡ってどう確認するのか。確認できなかった場合の対応はどうしたらよいのか。 理由：割当先がファンド等の場合、解散等によって事実確認ができないケースも発生する。そもそも割当先は株主であって発行会社自身ではないため、発行会社や証券会社が過去の割当先の投資行動を確認できる場合ばかりとは考えにくい。	このことは適時開示要件とはなりませんが、発行決議時の第三者割当増資等の開示資料に加えて、発表することを想定しています。
12	第6条	・ 当該内容の公表について 公表方法はどのような手法を想定しているのか。東証における適時開示の適用となるのか。それとも発行企業のホームページ上で公表すれば、足りるのか不明確である。	
13	第6条	・ 公表時期について 「公表された後でなければ当該買受けを行なってはならない」とあるが、具体的な公表のタイミングは、新たに行なう第三者割当の発行決議のプレスリリースに記載すれば、割当期日より前に公表したという理解でよいのか。もし、そうでないのであれば、開示を発行決議プレスリリース公表のタイミングでの記載で足りることにすべき。	

項番	該当条文	コメント	考 え 方
14	第6条	・ 保有方針について 「保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっている」とあるが、その判断が難しい。長期保有と記載した場合、それは、具体的には、2年なのか5年とするのか？いずれにしても、長期保有の期間に対する考え方を示すべきである。	保有方針とその後の割当先の投資行動が異なっているかどうかの判断については、当該第三者割当増資等の目的に照らし、総合的に判断すべきであると考えます。
15	第6条	前回第三者割当増資後の割当先の保有状況について、既に、大量保有報告書の変更報告書等で公表されている場合は、ここでいう「当該内容が既に公表された」場合に該当するのでしょうか。	大量保有報告書で開示された保有株式の変動について、第三者割当増資等により割当を受けた株式の売却によるものかどうかは明らかにならないため、大量保有報告書による開示は「公表」とみなすことはできません。 また、当初の保有方針と異なるかどうかを確認するため、会員は、株主名簿等により割当先が保有しているかどうかを確認することができる発行会社に対し、割当先の保有状況を確認するよう要請する必要があります。そこで確認できた保有期間と当初の保有方針を照らして、異なると判断した場合には「確認した場合」として発行決議時の記者発表資料において開示していただく必要があります。
16	第6条	保有方針が長期とされているにもかかわらず、大量保有報告や割当先の適時開示などで短期での売却が確認された場合、当該売却の情報は「公表」されたと考えてもよろしいのでしょうか。それとも発行会社が別途公表する必要があるのでしょうか。かかる事例においても、最近売却された有価証券が第三者割当増資等で取得したものとは必ずしも断定できない場合もあり得ますが、「確認した場合」とは、客観的に明白な証跡がある場合に限り、単に推測ができるという程度では足りないという理解でよろしいのでしょうか。また、「直前に行われた」とは、買受けから5年間の間に行われた第三者割当増資が複数ある場合には、	大量保有報告書で開示された保有株式の変動について、第三者割当増資等により割当を受けた株式の売却によるものかどうかは明らかにならないため、大量保有報告書による開示は「公表」とみなすことはできません。 また、当初の保有方針と異なるかどうかを確認するため、会員は、株主名簿等により割当先が保有しているかどうかを確認することができる発行会社に対し、割当先の保有状況を確認するよう要請する必要があります。そこで確認できた保有期間と当初の保有方針を照らして、異なると判断した場合には「確認した場合」として発行決議時の記者発表資料において開示していただく必要があります。 なお、「直前に行われた」とは、本規則施行前2年以内（平成20年4月1日以降）に行われた第三者割当増資等であって、直近のもののみを指すという理解で結構です。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		直近のもののみを指すという理解でよろしいでしょうか。	
17	第 7 条 第 1 項	第 1 項については、第三者割当増資等が中止されることにより、上場発行者の資金調達に支障を来し、上場発行者や株主に損害が生じる場合も有り得ますが、同条項に基づき買受けを行わなかったことにより会員が民事上の責任を負うものではないという理解でよろしいでしょうか。	民事上の責任の有無について協会として回答しかねますが、上場発行者との第三者割当増資等の買受けを行うに先立ち、あらかじめ本規定の趣旨を踏まえた契約を取り交わすなどの対応をしておく必要があると考えます。
18	第 7 条 第 2 項	第 2 項については、会員は、役員から特に第三者割当増資等に基づいて取引したものでない確認まで取らなければならないのでしょうか。インサイダー取引をしたのであれば当該役員が依然として第三者割当増資等を知らない場合も有り得るため、単に重要情報を保有して行ったものではない旨の確認を取るだけでは足りないのでしょうか。	御質問の趣旨からすれば、そのような理解で結構です。未公表の当該株券等の募集に基づいて行われた取引でない旨の確認を取ることで足ります。
19	第 16 条、 第 17 条	17 条において MSCB 等とみなされる取引に該当するものを会員以外のものが割当てを受ける場合においては、16 条に従って規則が適用されることを念のため確認したい。 (16 条と 17 条の関係の念のための確認)	そのような理解で結構です。
20	第 16 条 第 1 項	関係会社による第三者割当増資等の買受けの斡旋に該当する場合で、上場発行者と斡旋契約がある場合ではコンフリクトが生じる場合も考えられる(特に代行確認)ため、	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		この場合（上場発行者と斡旋契約がある場合）について除外規定等を設けていただきたい。	
21	第 16 条 第 2 項、 第 3 項	・ 現行案ですと、M&A を伴わず、かつ、会員が、非会員の買受け予定者のために斡旋するような場合にも、適用されてしまいます。そもそも M&A を伴う場合を一旦除外した趣旨は、会員が M&A に関して買受け側のアドバイザーとなった場合などは立場上、発行会社側に要請することが難しいという点にあったと理解しております。 M&A にかかる場合か否かというよりも、発行会社に対する立場によって切り分けた方がよいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
22	第 16 条 第 1 項	本条で言及されている M&A としての第三者割当増資を行う実施する場合、第 5 条第 1 項に記載されている「別に定める指針」が具体的に何を指しているか明確にすべきではないでしょうか。	御意見を踏まえ、修正いたします。
23	第 16 条 第 2 項	同条第 2 項の開示については、これまでも東証適時開示規則等に則り適切な開示をするのが慣行ですが、本条項の改正案はそれを確認的に記載しているのであって、取引所規則以上の追加的な義務を上場会社（又はそれを要請する義務を証券会社に）課している訳ではないという理解で	そのような理解で結構です。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		宜しいでしょうか	
24	第 19 条	規則の適用除外の範囲を広げておくべきと考える。(例えば、デットエクイティスワップや破綻処理案件の場合において、関係会社やそれ以外が買受け先となりその斡旋を行なっている場合等現状想定していない取引が生じた場合に規則改正が必要とされないよう)	御意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。
「外国証券の取引に関する規則」			
1	第 2 条 第 1 項 第 15 号	日本国の加盟していない国際機関（例えば欧州投資銀行）が発行する債券は、金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券の内、同条第 1 項第 3 号の性質を有するものとして、「外国証券の取引に関する規則」第 2 条第 1 項第 15 号に規定する「外国国債等」に該当するという理解でよい。	当該債券が、金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券の内、同条第 1 項第 3 号の性質を有するものであれば、「外国国債等」に該当します。
2	第 6 条 第 4 項	当該規定では、「約款及び契約締結前交付書面において、当該協会員が取扱う外国証券のうち、金商法に基づく企業内容等の開示が行われていないものについて、開示が行われていない旨の記載がなされている」とされているが、約款又は契約締結前交付書面のどちらかに開示が行われていない旨が記載がされていれば当該規定の目的は達成できると思料するので、「約款及び契約締結前交付書面」と	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		の規定を「約款又は契約締結前交付書面」と修正していただきたい。	
3	第7条 第2項、 第3項	第7条第2項及び第3項に、「私売出しの勧誘」を行うことができる要件が規定されているが、当該規定は、金融商品取引法施行令第1条の8の3に規定されている要件に該当せず、さらに第1条の8の2及び第1条の8の4に規定されている場合に該当する外国証券を対象として、これらの要件や場合に上乗せし、さらに協会員に課せられる要件との理解で正しいか。この理解で正しければ、当該事項が明確になるよう規定を修正していただきたい。	「私売出し」については第7条第2項及び第3項の要件だけではなく、法令要件の適用も受けます。「私売出し」については、第7条第1項において「金商法第2条第4項第2号ロ及びハに該当するものをいう。」と規定しておりますので、現行の改正案においても、法令要件の適用を受けることが読めるものと考えます。
4	第7条 第3項	MTN プログラムが LDN（ロンドン）や LUX（ルクセンブルク）に上場されているケースについては第1号～第4号の全てを満たすものと考えてよいか。 [理由] 本項で規定されている第1号、第2号、第3号、第4号について、例えばプログラムが LDN や LUX に上場されているケースについては、それぞれの国の取引所の規則や制度に基づいてプログラムが成立し、開示制度も確立されていると考えられる。又、これらの取引所で行われる売買についてはユーロクリア等決済機関による決済のシステム及びルール等が確立されている。更に、当該	そのように考えます。

項番	該当条文	コメント	考 え 方
		それぞれの取引所の存在が監督官庁又は準ずるものに相当すると考えられる。 従って、本ケースにおいては、第1号、第2号、第3号、第4号を満たすと考えられる。	
5	第8条	第8条に「前条に規定する外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券以外」と規定されているが、当該「前条に規定する」とは、第7条第1項各号に規定されている外国証券を指すとの理解で正しいか。この理解で正しいければ、当該事項が明確になるよう規定を修正していただきたい。	「前条」とは、第7条第1項、第2項及び第3項を指します。ご意見を踏まえ、第7条第1項から第3項を指す旨が明確になるよう、規定を修正いたします。
6	第32条	第32条第2項、第3項及び第5項に、「取引を行う場合は」と規定されているが、当該規定では、事前の報告が義務付けされているとも解釈できるのではと思料する。事後の報告も認められていることが明確となるよう規定を修正いただきたい。	第2項及び第5項の報告については事前報告だけではなく事後報告も認められており、第3項の報告については事後報告ということになります。 ご意見を踏まえ、この点が明確になるよう、規定を修正いたします。
「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」			
1	1	指針は日本の会社法に基づく規制であり、海外企業の場合は自国の法律に基づき適法な発行が行われていれば十分と思います。従って、上場銘柄であっても、外国会社は指針の適用外となるという理解でよろしいでしょうか。	御意見を踏まえ、修正いたします。

項番	該当条文	コメント	考 え 方

以 上